

様式第1号（第3条関係）

7松(教研)第469号

令和7年11月17日

(宛先) 松山市監査委員

松山市教育長 前田 昌一

### 令和7年度 定期監査結果報告に基づく措置通知書

令和7年11月14日付松監第85号の定期監査結果報告に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第199条第14項の規定等により通知します。

所管部課 教育委員会事務局 教育研修センター事務所	所管課等長氏名 大角 秀則
措置の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 措置を講じた <input type="checkbox"/> 措置を講じる予定 <input type="checkbox"/> 措置を講じない
指 摘 事 項	措 置 状 況
<p><b>(4) 小学校、中学校</b> <b>・情報資産取り扱い機器一覧表の適正な整備について</b></p> <p>保有するUSBメモリの一部について、情報資産取り扱い機器一覧表に記載されていない状況が見受けられた。</p> <p>記載されていなかった理由及びそれらの改善に向けた取組を検証し、適正な整備を徹底されたい。</p> <p>[椿中学校]</p>	<p><b>(4) 小学校、中学校</b> <b>・情報資産取り扱い機器一覧表の適正な整備について</b></p> <p>一覧表の更新が適切に行われていなかつたことが理由である。</p> <p>全校に対して、情報資産取り扱い機器一覧表の記載内容を確認し、情報資産を適正に管理するよう周知した。</p> <p>また、指摘のあった椿中学校については、個別に指導を行い、情報資産取り扱い機器一覧表に記載されていなかった機器が適正に記載されたことを確認した。</p>
<p><b>むすび</b></p> <p><b>記録媒体等管理台帳等の適正な整備について</b></p> <p>松山市情報システム管理運営要綱において、保有する記録媒体等は記録媒体等管理台帳を整備し、適正に管理しなければならないと定められているが、一部の支所において、SDカードが記録媒体等管理台帳に記載されていない状況が見受けられた。</p> <p>また、各学校の教育情報セキュリティ実施手順において、情報資産を取り扱う機器や媒体は情報資産取り扱い機器一覧表のとおり管理すると定められているが、一部の学校において、USBメモリの一部が情報資産取り扱い機器一覧表に記載されていない状況が見受けられた。</p> <p>記録媒体等管理台帳及び情報資産取り扱い機器一覧表は、記録媒体等を適正に管理するうえで重要なものであることから、所管部署においては、適正に整備するよう指導を徹底されたい。</p>	

様式第1号（第3条関係）

7松(北条支)第3号

令和7年12月2日

(宛先) 松山市監査委員

松山市長 野志克仁

### 令和7年度 定期監査結果報告に基づく措置通知書

令和7年11月14日付松監第85号の定期監査結果報告に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第199条第14項の規定等により通知します。

所管部課 市民部 北条支所	所管課等長氏名 加藤 和正
措置の状況	■措置を講じた □措置を講じる予定 □措置を講じない
指 摘 事 項	措 置 状 況
<p><b>(1) 支所</b> ・記録媒体等管理台帳等の適正な整備について</p> <p>保有するSDカードについて、記録媒体等管理台帳及び情報資産分類表に記載されていない状況が見受けられた。</p> <p>記載されていなかった理由及びそれらの改善に向けた取組を検証し、適正な整備を徹底されたい。</p> <p>[北条支所]</p>	<p><b>(1) 支所</b> ・記録媒体等管理台帳等の適正な整備について</p> <p>記載されていなかった理由につきましては、SDカードがデジタルカメラに格納されていることから、記録媒体等管理台帳及び情報資産分類表には、デジタルカメラの記載をすれば差し支えないと認識していたためです。</p> <p>この度のご指摘を受け、記録媒体等管理台帳及び情報資産分類表へ記載し改善を図りました。</p> <p>また、松山市情報システム管理運営要綱を遵守し適正な整備と管理を徹底するとともに、所属職員に対しても周知啓発を行い再発防止に努めました。</p>
<p><b>むすび</b></p> <p><b>記録媒体等管理台帳等の適正な整備について</b></p> <p>松山市情報システム管理運営要綱において、保有する記録媒体等は記録媒体等管理台帳を整備し、適正に管理しなければならないと定められているが、一部の支所において、SDカードが記録媒体等管理台帳に記載されていない状況が見受けられた。</p> <p>また、各学校の教育情報セキュリティ実施手順において、情報資産を取り扱う機器や媒体は情報資産取り扱い機器一覧表のとおり管理すると定められているが、一部の学校において、USBメモリの一部が情報資産取り扱い機器一覧表に記載されていない状況が見受けられた。</p> <p>記録媒体等管理台帳及び情報資産取り扱い機器一覧表は、記録媒体等を適正に管理するうえで重要なものであることから、所管部署においては、適正に整備するよう指導を徹底されたい。</p>	

様式第1号（第3条関係）

7松(中島支)第38号

令和7年12月 2日

(宛先) 松山市監査委員

松山市長 野志克仁

令和7年度 定期監査結果報告に基づく措置通知書

令和7年11月14日付松監第85号の定期監査結果報告に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第199条第14項の規定等により通知します。

所管部課 市民部 中島支所	所管課等長氏名 高岡伸夫
措置の状況	■措置を講じた <input checked="" type="checkbox"/> 措置を講じる予定 <input type="checkbox"/> 措置を講じない
指 摘 事 項	措 置 状 況
<p><b>(1) 支所</b> ・記録媒体等管理台帳等の適正な整備について</p> <p>保有するSDカードについて、記録媒体等管理台帳及び情報資産分類表に記載されていない状況が見受けられた。</p> <p>記載されていなかった理由及びそれらの改善に向けた取組を検証し、適正な整備を徹底されたい。</p> <p>[中島支所]</p>	<p><b>(1) 支所</b> ・記録媒体等管理台帳等の適正な整備について</p> <p>記載されていなかった理由につきましては、SDカードがデジタルカメラに格納されていることから、記録媒体等管理台帳及び情報資産分類表には、デジタルカメラの記載をすれば差し支えないと誤った認識を持っていたためです。</p> <p>この度の定期監査でのご指摘を受け、記録媒体等管理台帳及び情報資産分類表へSDカードを記載し改善を図るとともに、松山市情報システム管理運営要綱を遵守し適正な整備と管理を徹底するよう、所属職員に指導や周知を行いました。</p>
<p><b>むすび</b></p> <p><b>記録媒体等管理台帳等の適正な整備について</b></p> <p>松山市情報システム管理運営要綱において、保有する記録媒体等は記録媒体等管理台帳を整備し、適正に管理しなければならないと定められているが、一部の支所において、SDカードが記録媒体等管理台帳に記載されていない状況が見受けられた。</p> <p>また、各学校の教育情報セキュリティ実施手順において、情報資産を取り扱う機器や媒体は情報資産取り扱い機器一覧表のとおり管理すると定められているが、一部の学校において、USBメモリの一部が情報資産取り扱い機器一覧表に記載されていない状況が見受けられた。</p> <p>記録媒体等管理台帳及び情報資産取り扱い機器一覧表は、記録媒体等を適正に管理するうえで重要なものであることから、所管部署においては、適正に整備するよう指導を徹底されたい。</p>	

(別紙1)

## 外部監査での指摘事項の措置通知書

都市整備部

みち水路メンテナンス課

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p><b>(指摘 12) 新玉 10 号線 (JR 松山駅東側) の保全不備</b></p> <p>令和 4 年 3 月の「道路パトロール月報」において未点検のままとなっていた新玉 10 号線 (JR 松山駅東側) は、往査前に監査人が通行した際にはマンホールおよび排水口が路面から大きく浮き上がっている状態 (舗装面が陥没している状態) が見落とされていた。</p> <p>見落としが発生した原因として、現在進捗中の「JR 松山駅付近連続立体交差事業」等によって、付近の高架橋、道路及び建物建築等の工事施工箇所が多く、道路パトロール担当者が本道路を点検が必要な市道と認識できなかったとのこと。</p> <p>本件、自転車や二輪車もしくは速度の速い四輪車が本道路を通過した場合、転倒もしくは車両等の破損事故に繋がる可能性もあったため、今後、「道路パトロール月報」の運用方法について、他市事例等を参考に見直すことで、点検の網羅性を確保する施策が必要と考える。</p>	<p>これまでの道路点検では、総延長 1,900 km に及ぶ市道の道路パトロールを紙の資料で確認しながら行っており、新玉 10 号線の路面の陥没については、現場付近に工事施工箇所が多かったため、道路パトロール担当者が該当の道路を点検対象の市道として正確に認識できず、見落としが発生したものである。</p> <p>該当の道路は指摘後、早急に修繕を行い、通行の安全を確保した。</p> <p>今回の指摘を踏まえ、道路パトロールによる点検の網羅性を確保するため、スマートフォンの位置情報アプリを利用して、点検経路をデジタル管理することとし、令和 7 年 1 月からシステム運用を開始した。</p> <p>今後は当該システムを活用し、点検の網羅性を高め、適切に維持管理をしていく。</p>

(別紙1)

## 外部監査での指摘事項の措置通知書

理財部 管財課

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(指摘 1)工作物の固定資産台帳への計上漏れ</p> <p>市道垣生 200 号線の舗装について、過年度の支出に工作物の計上漏れがあったことが判明し、7,050,000 円の増額修正を行っている。原因は所管課における該当支出の抽出と管財課への報告漏れによるものである。管財課において所管課の抽出と報告漏れを検出することは困難であるため、各所管課で財務システムを入力する場合、一定金額を超える支出は固定資産計上に紐づく入力管理ルールを設定するなど、もれなく建設仮勘定に計上すべき支出金額を管財課にて抽出把握できる仕組みが必要である。</p>	<p>本件は、各所管課が財務会計システムを入力する際に、仕訳登録を誤ったことが原因である。</p> <p>そこで、R5 年 11 月、所管課が財務会計システムで仕訳登録する際に一定金額以上のものは資産勘定のみを選択項目とするようシステム改造した。これにより、資産勘定すべきものが費用勘定で処理できないようになった。</p> <p>R7 年 3 月、R5 年度決算固定資産台帳の作成時にシステム改造の効果を検証したところ、資産勘定すべきものが費用勘定で処理されていないことを確認した。</p> <p>今後は、固定資産台帳の提出依頼時に仕訳区分一覧や固定資産台帳整備マニュアルを周知することで、適切な仕訳登録がなされるよう再発防止を図る。</p>

(別紙1)

## 外部監査での指摘事項の措置通知書

理財部 管財課

指 摘 事 項	措 置 状 況
(指摘 2)建設仮勘定の計上漏れ  松山市広域都市計画道路事業 3・2・60 号松山駅北東西線整備事業の土地について、過年度の支出に建設仮勘定の計上漏れがあつたことが判明し、377,015,799 円の増額修正を行っている。原因は所管課における該当支出の抽出と管財課への報告漏れによるものである。管財課において所管課の抽出と報告漏れを検出することは困難であるため、各所管課で財務システムを入力する場合、一定金額を超える支出は固定資産計上に紐づく入力管理ルールを設定するなど、もれなく建設仮勘定に計上すべき支出金額を管財課にて抽出把握できる仕組みが必要である。	本件は、各所管課が財務会計システムを入力する際に、仕訳登録を誤ったことが原因である。 そこで、R5 年 11 月、所管課が財務会計システムで仕訳登録する際に一定金額以上のものは資産勘定のみを選択項目とするようシステム改造した。これにより、資産勘定すべきものが費用勘定で処理できないようになった。 R7 年 3 月、R5 年度決算固定資産台帳の作成時にシステム改造の効果を検証したところ、資産勘定すべきものが費用勘定で処理されていないことを確認した。 今後は、固定資産台帳の提出依頼時に仕訳区分一覧や固定資産台帳整備マニュアルを周知することで、適切な仕訳登録がなされるよう再発防止を図る。

(別紙1)

### 外部監査での指摘事項の措置通知書

理財部 管財課

指 摘 事 項	措 置 状 況
(指摘 3)建設仮勘定の過大計上  市道平井食場線で生じた建設仮勘定の期首残高調整額(減額調整)は道路面復旧工事の前払金であり、本来、支出年度に全額費用処理すべきもの。資本的支出か費用であるかの判定は、固定資産計上時だけでなく、建設仮勘定計上時にも行う等の再検証を行う仕組みを導入する必要があると考える。	本件は、各所管課が財務会計システムを入力する際に、仕訳登録を誤ったことが原因である。 そこで、R5年11月、所管課が財務会計システムで仕訳登録する際に一定金額以上のものは資産勘定のみを選択項目とするようシステム改造した。これにより、費用勘定すべきものが資産勘定で処理されることがないよう管財課で精査できるようになった。 R7年3月、R5年度決算固定資産台帳の作成時にシステム改造の効果を検証したところ、費用勘定すべきものが資産勘定で処理されていないことを確認した。 今後は、固定資産台帳の提出依頼時に仕訳区分一覧や固定資産台帳整備マニュアルを周知することで、適切な仕訳登録がなされるよう再発防止を図る。

(別紙1)

## 外部監査での指摘事項の措置通知書

上下水道部 水道管路管理センター

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(指摘 10)隨意契約内容の継続的な見直し(図面情報データ入力及びデータ整備業務委託)</p> <p>隨意契約の理由として、令和 4 年 3 月 14 日作成「委託業務等業者選定資料(事前協議用)」によれば、本契約は「上水道管路データベース運用業務委託」に直接関連する契約で、同システムの所有権を有し、同業務を行う契約予定の相手方が、他社よりも安い価格で契約を締結できる見込みがあり、かつ本委託履行中にも迅速な保守対応ができるところから、他社に履行させることは明らかに不利であり、競争に適さない」ことがあげられている。</p> <p>しかしながら、松山市が定めている「委託契約事務の執行の適正化に関するガイドライン(令和 4 年 4 月)」では「不利と認められるときの判断は、個々具体的な事実に基づいて行う必要があり、恣意的になってはならない」と定めており、「他社よりも安い価格」「迅速な保守対応」「他社に履行させることは明らかに不利」といった抽象的な根拠に留まっており、個々具体的な事実が記載されていない。</p> <p>本委託は、上水道管路データベースの保守運営のうち、図面情報データの入力など特定のベンダーによらない業務に競争性を働きかすため委託を分割した背景があるとのことだが、業者選定資料に記載された随意契約理由では、客観的に随意契約の適否を判断できないため、随意契約理由の記載内容として適切ではない。そのため、今後は、随意契約理由の見直しを含め業務の特性などを考慮して委託範囲について改めて見直しを行うなど、業務の効率化に向けた取組が必要である。</p>	<p>今回の指摘を受けて、令和 6 年度に改めて両業務の内容や特性を精査した結果、この水道台帳管理システムの知的所有権を有する事業者しかデータ入力作業を実施できないことから、随意契約理由の見直しを行い、令和 7 年度からは、本業務をデータベース運用業務と併せて発注したこと、業務の効率化を図った。</p>

(別紙1)

## 外部監査での指摘事項の措置通知書

上下水道部 企業総務課

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(指摘 7) 公営企業局が所管するシステムに関する業務継続計画策定の検討の未実施</p> <p>『松山市 ICT 部門業務継続計画』では、「(3)計画策定の全体」において「各課が独自に管理運営する情報システムは、今後、本計画を参考に各主管課が業務継続計画の策定を検討すること」としている。</p> <p>公営企業局が『松山市 ICT 部門業務継続計画』を準用するのであれば、各主管課において、各種システム個別の業務継続計画の策定を検討する必要があるが、その検討がなされていない。</p> <p>計画の水準は、システムごとに判断すべきであるが、今後、システム停止による市民や業務への影響度等を勘案し、計画を策定する場合は、「リソースの現状（脆弱性）と代替の有無」「被害を受ける可能性と事前対策計画」「緊急時対応・復旧計画」なども含めた計画を策定すべきである。</p>	<p>公営企業局では、災害等の非常時対応を適切に行うため、『松山市公営企業局業務継続計画』を策定し、本計画の中で「重要な行政データのバックアップ」を定めていたことから、『松山市 ICT 部門業務継続計画』に示されている「各課が独自に管理運営する情報システムの業務継続計画」の検討を行っていませんでした。</p> <p>今回の御指摘を受け、災害等の非常時に公営企業局が優先すべき業務を適切に行えるよう、既存の業務継続計画を補完する資料として、情報システムに関する非常時の早期復旧手順や事前対策などを定めた「松山市公営企業局情報システムに関する非常時行動マニュアル」を策定しました。</p> <p>今後は、本マニュアルに基づいた事前対策や訓練を行い、災害時の体制強化に努めます。</p>

(別紙1)

## 外部監査での指摘事項の措置通知書

上下水道部 企業総務課

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p><b>(指摘 8) 公営企業局が所管するシステムに関する非常時に備えた訓練の未実施</b></p> <p>「松山市 ICT 部門業務継続計画」の「7. イ 訓練」においては、「サーバー緊急停止訓練」や「システム復旧訓練」など、定期、隨時に必要な範囲で非常時に備えた訓練を実施するなどして周知、教育を行うことが必要と定められている。しかしながら、ヒアリングにおいて、公営企業局の各課等が所管するシステムについての訓練は未実施となっているとの返答であった。</p> <p>「本庁舎の停電時に合わせて、サーバの緊急停止の手順を確認するとともに、どの程度の時間を要するか検証する」「バックアップデータからリカバリできるか、どの程度の時間を要するか検証する」などを検証しないままの業務継続計画は実効性に乏しいことがあるため、「松山市 ICT 部門業務継続計画」に沿った非常時に備えた訓練の実施が必要と考える。なお、水道事業自体の業務継続については下記のとおり研修や訓練が実施されていることを確かめている。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・通年 IP 無線の通信確認(緊急時の情報伝達確認) 毎週月曜日午前 9 時</li><li>・職員とその家族に対する安否確認訓練 令和 4 年 5 月 28 日実施</li><li>・水道技術研修「災害対応研修」 令和 4 年 6 月 29 日受講</li><li>・給水所説明・給水対策本部設営訓練 令和 4 年 8 月 23 日</li><li>・愛媛県総合防災訓練 令和 4 年 8 月 27 日</li><li>・消防救急艇を活用した災害対策合同訓練 令和 4 年 10 月 24 日</li><li>・給水ルート確保訓練 令和 4 年 11 月 11 日</li><li>・日本水道協会中国四国地方支部合同防災訓練 令和 4 年 11 月 16 日 - 18 日</li><li>・民間事業者との応急給水・復旧訓練 令和 4 年 11 月 25 日</li></ul>	<p>公営企業局では、『松山市公営企業局業務継続計画』に基づき、災害等を想定した訓練を実施していたことから、システムに特化した訓練は不要と認識し、実施していませんでした。</p> <p>今回の御指摘を受け、「松山市公営企業局情報システムに関する非常時行動マニュアル」の実効性を担保するため、訓練に関する事項をマニュアルに記載し、継続的に実施するよう定めました。</p> <p>また、マニュアルの周知に併せて、非常時を想定した机上訓練を実施し、システムの所管課において災害発生から時系列に沿って取るべき行動を確認しました。</p> <p>今後は、本マニュアルに基づいた事前対策や訓練を行い、災害時の体制強化に努めます。</p>

(別紙1)

## 外部監査での指摘事項の措置通知書

上下水道部 経営管理課

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p><b>(指摘 2)減損の兆候判定の検討不足</b></p> <p>減損の兆候の有無の判定においては、平成 25 年 12 月総務省自治財政局公営企業課「地方公営企業会計制度の見直しについて」によれば、① 業務活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローが継続してマイナス② 使用範囲又は使用方法で回収可能価額を著しく低下させる変化③ 経営環境の著しい悪化またはその見込み④ 市場価格の著しい下落の 4 点いずれにも該当しないという判定により兆候なしとすべきであるが、松山市公営企業局の決算において上記②～④の検討を行った資料の作成が行われていない。減損会計処理の決算処理手順を会計基準が求め検証過程に沿って適切に整備する必要がある。</p>	<p>平成 26 年度の地方公営企業会計制度の見直し以降、減損の兆候はみられなかつたが、減損の兆候判定の検討を行つた資料を作成していなかつた。</p> <p>今回の指摘を受け、他市事例等を参考に、令和 7 年 3 月に「松山市公営企業会計規程」の改正及び「松山市公営企業局減損処理取扱要綱」の策定を行い、「地方公営企業が会計を整理するに当たりよるべき指針」に沿つた減損会計の処理手順を整備した。</p> <p>また、令和 6 年度決算から減損の兆候判定の検討を行つた資料を作成することとした。</p> <p>今後も、毎年度決算にあたり、「松山市公営企業局減損処理取扱要綱」に基づき、減損の兆候の有無の判定を行う。</p>

(別紙1)

## 外部監査での指摘事項の措置通知書

上下水道部 経営管理課

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p><b>(指摘 4)遊休資産、賃貸用不動産のグループによる減損兆候の判定の必要性</b></p> <p>減損損失を検討する上で、最初のステップとして、保有する固定資産を適切にグループ化することが重要であるが、公営企業局では、水道事業、簡易水道事業、工業用水道事業の3つを、会計ごとに固定資産グループとして設定しているのみである。</p> <p>遊休資産及び賃貸用不動産については、個別の資産ごとにグルーピングしないまま、資産の運用実態を踏まえ、実質的には減損の兆候判定を行っている。</p> <p>ただし、本来は、会計基準で規定されるとおり減損処理が必要な資産の把握が適切に行われるよう、固定資産のグルーピングを行った上で、概要に記載された流れにしたがって減損会計処理を行う手順を整備する必要がある。</p> <p>なお、重要性の乏しいものについては、他の資産及び資産グループから独立して取り扱わなくとも差し支えないが、重要性の検討を行った経過を文書化する必要はある。</p>	<p>減損の兆候の判定に当たっては、水道事業、簡易水道事業、工業用水道事業の3つを、会計ごとに固定資産グループとして設定していたが、減損会計の処理手順や固定資産のグルーピングについて文書化していなかった。</p> <p>今回の指摘を受け、他市事例等を参考に、令和7年3月に「松山市公営企業会計規程」の改正を行うとともに、「松山市公営企業局減損処理取扱要綱」を定め、固定資産のグルーピングについて、賃貸用不動産及び遊休資産（重要性の乏しいものを除く。）を個別のグループとし、重要性の基準についても文書化した。</p> <p>また、令和6年度決算では、当該固定資産のグルーピングによる減損兆候の判定を行った。</p> <p>今後も、「松山市公営企業局減損処理取扱要綱」に基づき、減損の兆候の判定を行う。</p>

## 外部監査での指摘事項の措置通知書

上下水道部 経営管理課

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p><b>(指摘 6)有形固定資産棚卸の未実施</b></p> <p>固定資産台帳に記載された資産について定期的な棚卸を実施していないため、監査人が抽出した7つの資産を現物確認したところ、2つの資産(資産番号 3-52-0341 と 3-62-0330)の現物が確認できなかった。</p> <p>公営企業局では、資産の大部分を占める有形固定資産の管理のため固定資産台帳を設け、取得、減価償却、異動、除売却等に関する情報を記録している。</p> <p>台帳情報の正確性を担保するためには、取得時の情報も重要であるが、追加取得(資本的支出)、除却などの異動を正確に把握するためには、異動時の会計処理と台帳の一致を確認するとともに、定期的に実査を行って台帳の正確性を担保することが必要である。</p> <p>松山市公営企業局会計規程においては、固定資産の実査に関する規定が存在しない。</p> <p>固定資産取得時に検査員による検査は実施されているものの、取得後の定期的な固定資産実査は実施されていない。</p> <p>実査を全く行わない場合、会計と台帳と現物の不一致が修正されないまま放置される例はよく見られるところである。</p> <p>今回のように、帳簿上存在している資産を除却しているにもかかわらず、長期間発見されない事例もある。</p> <p>実査に関する規定を整備し、定期的に実査を行って、台帳を確認することが必要である。</p> <p>規定整備に当たっては、実査の効果を考慮してリスクと実態に応じた規定にすることが有用である。例えば、遊休化した土地及び設備を保有している場合、有効活用策を検討するためには、まず実態を把握する必要があるが、台帳から実態が把握できないことがある。</p> <p>また、盗難の可能性や換金性のあるものは特に実査で実在性を確認することが有用である。</p> <p>水道事業においては、導送配水管など地下に埋まっていて実査に適さない資産が多数存在する事情は理解できるが、実査という現物確認手段が軽視されるべきではない。</p>	<p>固定資産の実態については、施設の点検時等に確認していたが、定期的な実査が不足しており、固定資産台帳と実態の不一致があった。</p> <p>今回の指摘を受け、他市の事例等を参考に令和 7 年 3 月に「松山市公営企業局会計規程」を改正し、新たに固定資産の実地照合について規定し、固定資産の実査を定期的に行うこととした。</p> <p>また、令和 6 年度には、有形固定資産のうち、単体で機能し比較的移動等が容易なことから、特に実査の効果が期待できる工具、器具及び備品の実査を行った。</p> <p>今後も、「松山市公営企業局会計規程」に基づき、有形固定資産の実査を行っていく。</p>

(別紙1)

## 外部監査での指摘事項の措置通知書

農林水産部 農林水産振興課

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p><b>(指摘 1) OSのサポート切れ</b></p> <p>森林の位置情報システム(GIS:Geographic Information System)の切り替え費用である。主な用途は、該当地域が愛媛県の森林計画に含まれているか否かを確認することであり、森林計画に含まれている場合は、森林の伐採に許可が必要となる。これまで使用していた位置情報システムは、搭載されているコンピュータのOSのサポートが終了しており、稼働が不安定な状態に置かれていた。システムの更新あるいは再構築を検討するにあたり、関係機関との連携を考慮し、一般社団法人中予森林管理推進センターおよび松山流域森林組合が使用しているシステムと同一のものに切り替ることとした。この結果、データでのやり取りが可能となり、業務の効率化につながった。</p> <p>従来使用していた位置情報システムは平成24年に導入したものであり、オペレーティング・システムとしてWindows7の上で稼働していた。Windows7は令和2年1月にサポートが終了している。サポートが終了しても直ちにソフトウェアが使用できなくなることはないが、サポート終了後は、セキュリティリスクが高まり、データ流出の可能性や、ウイルスやマルウェア、サイバー攻撃に対して脆弱になる可能性が一般的に指摘されている。</p> <p>担当課にヒアリングを行ったところ、スタンドアロン端末としての利用に機能的な支障がなく、サポート終了後も継続稼働していたことに関して、業務に重大な支障を与えるような事案は発生していないと聞いているが、相当の期間リスクに晒されながら業務が遂行されてきたことから、適切な時期にオペレーティング・システムの更新を行うべきであったと考えられる。</p>	<p>従来使用していた位置情報システムのOSのサポート切れに伴い、セキュリティリスクが高まるることは認識していたが、スタンドアロンシステムであり、ネットワークを通じたリスク発生の可能性は低いと考え、現実に問題が発生する危険性を過小評価していたことに加え、システムに使用していたPCの仕様が古く、事実上新しいOSに対応していなかったことが理由で適切な対応ができていなかったものである。現システムでは、本年4月15日にWindows10からWindows11へのアップデートを行った。</p> <p>今後は、OSベンダーのサポート期間等の情報を注視し、PC自体の更新も計画的に行う。</p>

(別紙1)

## 外部監査での指摘事項の措置通知書

総務部 契約課、上下水道部 水道管路管理センター

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(指摘3)検査について</p> <p>地方自治法 234条の2第1項によると、「普通地方公共団体が…請負契約…を締結した場合においては、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受け給付の完了の確認…をするため必要な…検査をしなければならない。」と規定されており、同法施行令 167条の 15 第2項には、「地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による検査は、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類…に基づいて行わなければならぬ。」と規定されている。また、松山市委託業務評価要領5条2項には、「検査員は、松山市契約規則第 65 条の規定による検査時に検査調書…を作成し、評価を行うものとする。」と規定されており、同条1項には、「監督員は、契約締結後、委託業務ごとに「委託業務チェックシート」…を作成し、隨時履行状況を把握して評価を行うものとする。」と規定されている。</p> <p>国際航業株式会社松山営業所との委託業務にかかる契約は、委託業者にシステムの再構築という仕事の完成を目的として行われるものであり、その法的性質は請負契約(民法 632条)に該当するものと思われるため、本事業の成果物等が契約書、仕様書等に適合するかの検査を行わなければならず、その際、委託業務チェックシートや検査調書を作成し、評価を行う必要がある。</p> <p>本事業において、検査調書の作成はなされているが、適正であるという結果のみの記載であり、成果物につき、どのような方法で検査がなされ、どのような基準で評価がされたのかについて、特段の記載はなく、委託業務チェックシートも見受けられない。監査人が市に対し、検査の方法等について質問したところ、契約書及び仕様書、納入物件一覧表に基づき、機能要件を満たしているかなどを確認し、実施したという回答であった。</p> <p>本事業は、市の業務において使用していた水道台帳管理システムを新たに再構築するというものであり、当該システムに要求される仕様も</p>	<p>本事業の検査等は、契約書及び仕様書、納入物件一覧表に基づき、成果品が機能要件を満たしているかなどを確認し実施しており、その結果は適正で、評価も適切であるとしたが、委託業務チェックシートを用いた検査等は実施していなかった。</p> <p>今回の指摘を受けて、委託業務チェックシートを用いて、改めて成果品や打合せ記録簿などを基に履行状況や完成したシステムを再確認したところ、問題なく業務が完了していることを確認できた。</p> <p>今後は「委託契約事務の手引き」に記載のあるとおり、検査調書を作成する際には、委託業務チェックシートを適切に運用するよう改め、担当者に周知徹底させることとする。(水道管路管理センター)</p> <p>契約課から各課へ、委託業務完了後、松山市委託業務評価要領に基づき、検査を行う際は、委託業務チェックシートの作成が必要であることを再度周知し、また、委託の実務を行っている各課の担当者を対象に研修を行った。(契約課)</p>

(別紙1)

多岐に渡るため、出来上がったシステムが契約書、仕様書等に適合するものであるのかについて判断するためには、評価基準を設け、チェックリストを用いるなどし、漏れなく十分に検査する必要がある。

松山市では、平成31年4月から、検査の客観性をより担保するため、検査調書を作成する際に「委託業務チェックシート」の作成を必要としている。このシートは評価のプロセスを見える化し、第三者が確認できる有効な手段であることから、適切に運用されるよう改められたい。

(別紙1)

## 外部監査での指摘事項の措置通知書

総合政策部 デジタル戦略課

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(指摘 2)事業の公平性について</p> <p>本事業の目的は、「地域のコミュニティが、主体的にコミュニティの活動方法(現地・オンライン・ハイブリッド等)を選択して活動できる体制を整えることで、活動の持続可能性を高め、市民生活の質を向上させること」であり、令和5年度・6年度に松山市内の31のまちづくり協議会及び41の公民館等から、希望のあったコミュニティ(14団体)を対象にデジタル活用に向けた支援を実施していたが、「【意見】将来の方針について」でも触れたとおり、松山市の各課を対象としたニーズ調査で回答がなかったことをもって事業終了の判断を行っている。</p> <p>しかしながら、ある程度のニーズがあるものと判断して本事業を始めているにもかかわらず市内部のアンケートのみをもって事業終了の判断を行うことは、本事業を認知していないがデジタル化の支援を受けたいという希望を持つコミュニティにとってはその機会を失うものであり、公平性に欠けるといわざるを得ない。</p> <p>この指摘に対して市の回答は『松山市の全ての地域コミュニティを対象とすることが理想ではあるが、限られた予算と人的リソースの中でそれを実現することは困難であることから、本事業は横展開が可能なモデルケースの創出を目的として行った。特に、ソフト面のデジタルデバイド対策はただ講習をするだけでは活動の中に根付かせることが難しく、コミュニティの中に入って実情に応じた伴走支援を行うことが重要であることから、一度に多くの団体を対象に支援を行うことが難しい。そのため、広く募集を行うのではなく、団体を所管する部署に聞き取りを行う中で、地域の中心的なコミュニティであるまちづくり協議会と公民館の中から希望する団体を対象に実施することとなった。』と言うものであった。</p> <p>確かに、「ソフト面のデジタルデバイド対策はただ講習をするだけでは活動の中に根付かせることが難しく、コミュニティの中に入って実情に応じた伴走支援を行うことが重要であることから、一度に多くの団体を対象に支援を行うこと</p>	<p>本事業の目的である横展開可能なモデルケース創出の観点から、地域コミュニティを所管する府内各課を通じてニーズ調査を実施した。</p> <p>本事業については令和6年度をもって終了したが、今後、地域コミュニティの支援を目的とした事業を検討する場合には、府内各課が所管する地域コミュニティに限定せず、限られた予算および人的資源の範囲内で広く希望する地域コミュニティが活用できるような内容とする。</p>

(別紙1)

が難しい。」という回答ももっともある。しかし、だからと言って事業を実施する松山市が対象とするコミュニティの範囲を限定する理由にはならないのではないか。まして、広くニーズ調査を行うことなく事業廃止の決定を行うことは時期尚早ではなかろうか。

地域の高齢化等により、活動の参加者が少なくなり、コミュニティ活動を遂行するのが困難になっている地域コミュニティにおいては、活動の持続可能性を高めることは喫緊の課題である。そのような中で希望すら出すことができなかつたコミュニティに属している多くの市民は、この事業の恩恵を受けることができていない。

現在は、まちづくり推進課において、本事業で創出したモデルケースを横展開し、まちづくり協議会を対象に事業を継続しているとのことだが、より多くの団体を対象に、支援を実施できるよう事業を検討すべきであったと考える。